

## 平成30年度事業計画について

(平成30年5月1日～平成31年4月30日)

本年度は、設立40周年を迎え、引き続き、公益社団法人として、それに相応しい協議会運営の下、公益性の高い諸施策を基本に置き、製造業部会及び小売業部会の両部会が連携しつつ、それぞれの部会固有の事業を効果的・積極的に推進するものとし、その推進に当たっては消費者の視点に立って、規約本来の目的である、消費者の自主的、合理的な選択の確保に資するとともに、取引の公正化を促進し、もって国民生活の安定と業界の健全な発展に寄与することとする。

また、業界全体がより高度な表示等のルールを遵守するようにするため、「景品表示法」などの法令、「規約」などの自主ルールの啓発活動を実践することにより、各会員における関連人材育成の支援を図るとともに、新規会員の加入促進なども図り、協議会の円滑かつ適切な運営に努めることとする。

### 第1 事業計画の概要

#### I 規約の厳正かつ適正な運用等

平成26年度における2次にわたる景品表示法の改正により導入された措置（事業者が講ずべき表示等の管理上の措置等[平成26年12月1日施行]、不当表示に対する課徴金制度[平成28年4月1日施行]）への適切な対応を図りつつ、次のとおり、規約の厳正かつ適正な運用を図る。

- 1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
- 2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
- 3 小売業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導
- 4 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策
  - (1) 消費者モニター制度の運営及び消費者懇談会の開催
  - (2) メーカー希望小売価格の表示の適正化及び撤廃情報の周知
  - (3) 事業活動に関する広報の推進及びシンボルマークの普及
  - (4) 規約の啓発活動及び各会員における関連人材育成支援への取組み
  - (5) 部会間、支部間の連携
  - (6) 関係官公庁、都道府県等との連携

#### II 公正な取引の推進

独占禁止法、景品表示法等に関連するセミナーの開催、具体的な調査、研究等を通じて会員のコンプライアンス向上を推進する。

流通実態の変化等に対応して、独占禁止法等流通規制関係法令、ガイドライン等に関し調査、研究等を進めるとともに、必要に応じパブリックコメントの提出等、所要の対応を行う。

また会員において、改正された流通・取引慣行ガイドライン等に即した適正な営業政策の実施が図られるよう努める。

### Ⅲ 家電業界の変化に対応した公益社団法人体制下における協議会の適正な運営

会員企業・団体の拡大についての取組みを進めるとともに、業界の変化に対応した協議会の事業内容、組織等の見直しと再構築に努める。また、会員専用サイトを積極的に活用することにより、会員の情報共有の強化及び迅速化を図る。

また、シンボルマークの一層の普及活動を通じ、消費者が安心して商品を選択でき、また会員・非会員を識別できる環境を整備するとともに、会員の規約遵守意識の一層の徹底を図る。

### Ⅳ 設立40周年（平成30年7月）記念事業の実施

平成30年7月の協議会設立40周年に向けて、製造業部会、小売業部会が連携して、記念事業を実施する。具体的には、公取協40周年記念誌の発行、3規約紹介パンフレットの発行、記念式典の実施等を行う。

## 第2 製造業部会の事業計画

### I 規約の厳正かつ適正な運用等

#### 1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査、是正指導

(1) 規約の目的を一層実現するため、規約、施行規則、運用基準等の見直しを積極的に推進するとともに、必要に応じ、詳細解説や留意点等を作成し、規約の更なる理解促進を図る。

特に、平成27年度から行ってきた規約見直しの検討結果を踏まえ、規約の変更を行うとともに、これに伴う解説書の改訂や会員への周知活動などを行う。

(2) 規約の遵守状況を確認するとともに、違反被疑事案については迅速に調査を行い、厳正かつ適切な措置を講ずる。

(3) 広告・表示にかかわる業界全体の課題について、調査、研究を行い、必要に応じて新たな基準の策定を推進する。

特に、前提条件・補足事項等の適正表示についての検討、菌・ウイルスなどへの効能・効果に関する運用基準等の見直しに向けての検討、新ジャンル家電（AI、ロボット等）についての調査・研究を行う。

(4) 消費者関連法令等の動向をフォローし、必要に応じ、所要の対応を行う。

## 2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進、違反被疑事案の調査、是正指導

- (1) 「景品規約遵守体制強化月間」の年2回実施（第50、51回）及び規約遵守体制の確立により、違反行為の未然防止を図るとともに、違反被疑事案については迅速に調査を行い、厳正かつ適切な措置を講ずる。
- (2) 規約の変更を行うとともに、その内容について周知を図る。
- (3) 規約の周知徹底に向け、研修会、勉強会を開催する。
- (4) 事例の研究と事例集の作成を行う。
- (5) 規約の運用に当たっては、支部及び小売業部会との連携を図る。

## 3 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

### (1) 消費者モニター制度及び消費者懇談会等の活用

規約の効果的な運用に資するため、消費者モニター制度、消費者懇談会等を活用し、消費者の意見を聴取する。

### (2) メーカー希望小売価格撤廃情報の周知

会員各社がメーカー希望小売価格を撤廃した商品について、毎月、過去一年分の一覧表をホームページに掲載し、小売事業者に周知することにより、不当な二重価格表示の未然防止に努める。

### (3) 広報活動の推進等

協議会の会報（「家電公取協ニュース」及び「家電公取協の活動報告」）、ホームページ等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的な広報に努める。

### (4) 支部との連携強化及び小売業部会との連携・協力等

- ① 全国支部長会議及び全国支部活動連絡会議を定期的で開催し、本部と支部の連絡調整を緊密に行い、支部との連携の強化を図る。
- ② 研修会支援、ツール作成等の活動を通じ、小売業部会が運用する小売業表示規約の一層の周知徹底、普及促進に協力するとともに、常に小売業部会と協議しつつ、効率的協力の仕組みについて検討する。
- ③ 小売業部会の委員会活動及び各種調査事業等に協力する。
- ④ 小売業支部での「正しい表示 店頭キャンペーン」等の実施に協力する。

### (5) 関係官公庁及び関係団体との連携強化等

- ① 規約の運用に当たっては、消費者庁、公正取引委員会との懇談会を随時開催するなど関係官公庁と連携を密にする。
- ② 経済産業省等の関係官公庁及び都道府県の担当部署との連携を密にする。
- ③ 適正表示を推進するため、工業会など関係団体との情報交換・意見交換を行うなど、連携を強化する。

## II 公正な取引の推進

- 1 独占禁止法、景品表示法等に関連するセミナーの開催、具体的な調査、研究等を通じて会員のコンプライアンス向上を推進するとともに、関連人材育成の支援を行う。

流通実態の変化等に対応して、独占禁止法等流通規制関係法令、ガイドライン等に関し調査、研究等を進めるとともに、必要に応じパブリックコメントの提出等、所要の対応を行う。

特に、改訂した「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q & A」の内容周知のための勉強会を開催する。

- 2 メーカー派遣員

- (1) 独占禁止法、労働者派遣法等のメーカー派遣員に関連する諸法令の研究を行う。
- (2) メーカー派遣員の現状把握のための調査を実施する（年2回）。

## III 家電業界の変化に対応した協議会の適正な運営

組織の見直しとして、運営委員会と製造業部会小売規約関連委員会を統合し、より支部活動を支援できる体制にする。

また、シンボルマークの一層の普及活動を通じ、消費者が安心して商品を選択でき、また会員・非会員を識別できる環境を整備するとともに、会員の規約遵守意識の一層の徹底を図る。

## 第3 小売業部会の事業計画

### I 規約の厳正かつ適正な運用等

- 1 小売業表示規約及び製品業景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査、**是正指導**

- (1) 平成26年7月に変更認定された小売業表示規約・施行規則等について、引き続き、広く周知を図り、一層適切な表示を推進する。
- (2) 昨年度より開始した規約の見直しについては、本年度中に関係行政への変更申請を行うべく検討を進める。
- (3) 規約違反被疑事案については、迅速に調査を行い、厳正かつ適切な措置を講ずる。
- (4) 規約の啓発並びに違反の未然防止及び再発防止を図るため、行政や消費者団体と緊密に連携した「正しい表示店頭キャンペーン」を積極的に展開する。

- (5) 小売業表示規約に関する調査事業を実施し、規約違反被疑行為の効果的な把握と調査結果に基づく是正活動を推進する。
- (6) 非会員事業者の加入促進を図る。

## 2 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

- (1) 支部活動の推進
  - ① 支部活動の適切な運営を一層推進する。
  - ② 支部独自の規約に関する調査を実施するとともに、「支部規約指導委員会」を定期的を開催し、規約違反に対する指導、是正措置等の効果的な活動を展開する。
  - ③ 製造業部会と小売業部会とで運用する製品業景品規約に関し、支部を通じ会員への周知、普及活動を行う。
- (2) 消費者の意見の聴取、広報活動
  - ① 規約の効果的な運用に資するため、消費者モニター制度、消費者懇談会等を活用することにより消費者の意見を聴取する。
  - ② 協議会の会報（「家電公取協ニュース」及び「家電公取協の活動報告」）、ホームページ等を通じ、規約の運用状況等部会活動の積極的な広報に努める。
- (3) 官公庁との連携強化等

規約の運用に当たって、消費者庁、公正取引委員会及び各都道府県の景品表示法担当部署との連携を密にし、「正しい表示 店頭キャンペーン」、「規約研修会」等の円滑な実施を図る。

## II 公正な取引の推進

独占禁止法、景品表示法等に関連するセミナーの開催を通じて会員のコンプライアンス向上を推進する。また、会員において、改正された流通・取引慣行ガイドライン等に即した適正な営業政策の実施が図られるよう努める。

## III シンボルマークの普及

シンボルマークの一層の普及活動を通じ、消費者が安心して商品を選択でき、また会員・非会員を識別できる環境を整備するとともに、会員の規約遵守意識の一層の徹底を図る。

以 上